

## ○運転免許の自主返納等による支援対象者に係る連絡要望書受理要領の制定について

平成30年3月16日例規（免）第33号

この度、別記のとおり運転免許の自主返納等による支援対象者に係る連絡要望書受理要領を制定し、平成30年4月1日から実施することとしたので、積極的な運用に努められたい。

### 別記

#### 運転免許の自主返納等による支援対象者に係る連絡要望書受理要領

##### 第1 趣旨

この要領は、認知機能の低下等を理由とする運転免許の自主返納（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の4第1項の規定による申請による免許の取消しをいう。以下同じ。）等により生活支援が必要となる高齢者（以下「支援対象者」という。）の情報（以下「支援対象者情報」という。）を当該支援対象者が居住する市町村（以下「住所地市町村」という。）に提供するための連絡要望書の受理に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 支援対象者

支援対象者は、大阪府内に居住する次に掲げる者とする。

- (1) 認知機能検査等（法第97条の2第1項第3号イに規定する検査をいう。）の結果、認知症のおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第29条の3第1項で定める基準に該当する者で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 自主返納した者
  - イ 運転免許証の更新を受けなかった者で、法第105条第2項において準用する法第104条の4第5項の規定により同項に規定する運転経歴証明書の交付を申請したもの
- (2) 法第103条第1項第1号の2に該当すること（認知症であることが判明したこと。）を理由として運転免許を取り消された65歳以上の者

##### 第3 受理要領

- 1 運転免許課長、門真運転免許試験場長、光明池運転免許試験場長及び警察署長（大阪水上警察署長及び関西空港警察署長を除く。）（以下「署長等」という。）は、支援対象者に対して申請による運転免許の取消通知書（施行規則別記様式第19の3の9）又は運転免許取消処分書（施行規則別記様式第19の3の3）を交付したときは、当該支援対象者又はその家族（以下「支援対象者等」という。）に対して、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）の支援概要及び警察から住所地市町村に支援要望の連絡をすることができる旨について説明を行うものとする。
- 2 署長等は、前記1の説明を行った場合で支援対象者等が連絡を要望するときは、支援対象者本人から連絡要望書（別記様式第1号）の提出を受けて受理するものとする。ただし、代理人による自主返納に係る支援対象者については、当該支援対象者の同意を得た上で、家族から連絡要望書の提出を受けることができる。
- 3 署長等は、前記2により連絡要望書を受理したときは、運転免許の自主返納等による支援対象者情報提供書（別記様式第2号。以下「情報提供書」という。）を作成し、住所地市町村に送付するとともに、当該情報提供書の写しを運転免許課長に送付するものとする。

##### 第4 留意事項

- 1 支援対象者等から連絡要望書の提出を受けられない場合は、支援対象者情報の提供は行わないこと。
- 2 支援対象者情報の提供に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮すること。